



平成27年度 1号認定のご案内

幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）の入園・幼稚園の継続通園向け

神戸市こども家庭局

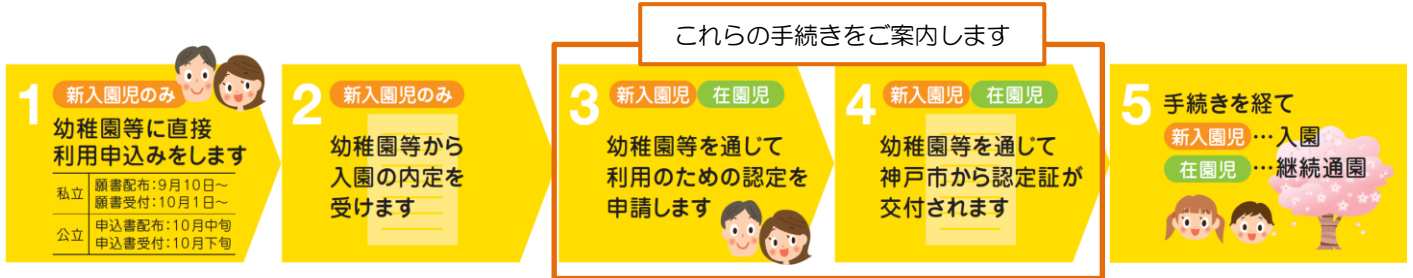
新制度では、幼稚園*や保育所、認定こども園等を利用するために、子どものための教育・保育給付にかかる「認定」を受けていただく必要があります。認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。*新制度に移行しない幼稚園は除きます。

- 1号認定…保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子ども
- 2号認定…保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども
- 3号認定…保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども

幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）の入園・幼稚園の継続通園を希望される方は、1号認定の手続きが必要になりますので、以下をよくお読みいただき、申請手続きをしてください。

（保育所・認定こども園（2号・3号認定子ども：朝～夕の利用）・地域型保育の入園は、別に発行の「保育利用のご案内」をご確認ください。）

1 幼稚園・認定こども園（1号認定子ども：朝～昼すぎの利用）の入園（継続通園）までの流れ



（幼稚園・認定こども園）

○幼稚園 …… 小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う学校
 ＊利用時間：朝～昼すぎ（満3歳～小学校就学前）【1号認定が必要*】
 （利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります。）
 ※新制度に移行しない幼稚園については、これまでと利用手続きは変わりません。

○認定こども園 …… 保護者の働いている、いないに関わらず、教育・保育を一体的に行う施設
 神戸市には以下の2タイプがあります。（平成27年度現在）

- ・幼保連携型認定こども園 … 学校及び児童福祉施設としての単一施設
- ・幼稚園型認定こども園 … 幼稚園（学校）＋保育所機能

＊利用時間：①朝～昼すぎ（満3歳～小学校就学前）【1号認定が必要】
 （利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります。）
 ②朝～夕（0歳～満3歳未満） 【3号認定が必要】
 // （満3歳以上～小学校就学前）【2号認定が必要】
 （利用時間の前後に延長保育を行っている園もあります。）

2 1号認定を受けることができる方

満3歳以上の子どもの保護者で、幼稚園・認定こども園（朝～昼すぎ）の利用を希望する方。
 （他の市町村の幼稚園・認定こども園を利用する方も対象です。）

※他の市町村にお住まいの方は、それぞれの市町村での認定になります。

主な様式は市のホームページでもダウンロードいただけます。

http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/index04_02.html

3 申請に必要な書類

申請の手続きは幼稚園・認定こども園を通じて行います。園に必要な書類を提出してください。

【全員必要な書類】

◆支給認定申請書（1号認定用）

※記入例（4ページ）を参照のうえ、誤りや記入漏れのないように記入してください。

【状況に応じて必要な書類】

次に該当する方は、以下の添付書類を添えて申請してください。（提出書類は返却できません。）

書類の必要な方	必要書類・発行場所
<p>＜市町村民税額の確認（算定）のため＞ ※父母両方の分を提出してください。なお、祖父母等がお子さまを扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出していただくことがあります。</p>	
① 平成27年1月1日時点で、保護者の住所地在 <u>神戸市外</u> の方 ※単身赴任などで子どもと別居している場合も含む (配偶者の扶養に入っている方(配偶者控除の対象者)は除きます)	A～Cのいずれかを提出 A 平成27年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(コピー)(勤務先より配付)※注1 B 平成27年度 市民税・県民税納税通知書+課税明細書(コピー)(自営業等の方。平成27年1月1日時点の住所地の市町村から送付)※注1・注2 C 平成27年度 市民税・県民税(所得・(非)課税)証明書(平成27年1月1日時点の住所地の市町村で発行)※注3
② 平成26年1月～12月の間に <u>国外</u> に住んでいた方 ※注4	平成26年中の海外での所得がわかる書類 様式は園にあります。(勤務先に発行を依頼)※注4
③ 市民税が <u>未申告</u> の方 (配偶者の扶養に入っている方(配偶者控除の対象者)は除きます)	平成27年1月1日時点の住所地の市町村(市税事務所)で申告の上、平成27年度 市民税・県民税(所得・(非)課税)証明書(平成27年1月1日時点の住所地の市町村で発行)※注3 *ただし、平成26年中の合計所得金額が35万円以下の場合に限り、収入申告書でも可(様式は園にあります)※注5
<p>＜世帯の状況を確認するため＞</p>	
④ <u>生活保護</u> を受けている方	生活保護適用証明書
⑤ <u>母子・父子家庭</u> の方 (元夫(妻)と同一住所の場合は除きます)	A～Cのいずれか+健康保険証の親子分(コピー)を提出 A 児童扶養手当の証書(コピー) B 母子家庭等医療受給者証の親子分(コピー) C 戸籍謄本(コピー可) ※状況によって、別途提出書類が必要な場合があります。
⑥ <u>同一世帯に障がい児(者)</u> がいる場合 (平成27年度市民税非課税世帯と所得割がかかっていない世帯において提出が必要です。)	A～Eのうち所持しているもの(コピー) A 身体障害者手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 C 療育手帳 D 特別児童扶養手当の受給を証するもの E 国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
⑦ 子どもの祖父または祖母が自営業主で、子どもの <u>父または母が税法上の事業専従者</u> である場合	左記の自営業主である祖父または祖母の、税務署受付印のある平成26年分所得税確定申告書(控)第1表・第2表(コピー)
<p>＜多子世帯の利用者負担額軽減のため＞</p>	
⑧ 入園希望年度に <u>就学前の兄姉</u> が幼稚園(新制度移行園を除く)・特別支援学校幼稚園部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所・入園又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合	在園を証明する書類(様式は園にあります) ※新制度に移行した幼稚園や認定こども園に兄姉が入園している場合は、この証明書類は必要ありません。

※①～③に該当する方で書類の提出がない場合は認定できません。
 ※④～⑥の提出がなかった場合は世帯の市民税額に応じた利用者負担額（保育料）階層に、⑧の提出がなかった場合は多子世帯に対する利用者負担額（保育料）の軽減は受けられません。ご注意ください。

注1 税額に変更のあった方は、決定の通知と併せて変更通知書も提出してください。
 注2 納税通知書及び課税明細書は、納税者氏名、市民税額、扶養人数及び税額控除（住宅借入金特別税額控除など）を受けている場合はその旨が記載されているすべてのページについて、コピーをとり提出してください。
 注3 所得・（非）課税証明書は、市町村によって名称が異なる場合があります（税額証明、所得証明等）。納税者氏名、市民税額、扶養人数及び税額控除（住宅借入金特別税額控除など）を受けている場合はその旨が記載されている証明書を発行してもらってください。
 注4 平成26年1月1日から12月31日までに得た国内外での合計収入額に基づき、市民税相当額を算出し利用者負担額の階層を決定します。（日本語訳を添付してください。）
 注5 合計所得金額が35万円以下とは、たとえば給与所得の方の場合、年間の収入金額が100万円以下の方です。

4 支給認定を受けると

審査を経て、認定証を交付します。

(1) 利用できる時間

1号認定によって利用できる時間は1日4時間を標準とし、年間39週以上の範囲で各園が定めます。
 ※前後（早朝、夕方）や休業日、夏休みなどの長期休業中の利用については、各園によって、預かり保育があります（別途料金）。

(2) 利用者負担額（保育料）階層の決定

新制度では、所得に応じてお住まいの市町村が定める額を毎月納入することとなります。

利用者負担額の階層は、子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）のすべての方の市町村民税額の合算等で決まります。

○毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

〈平成27年度の場合〉

H27年						H28年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税額に基づく利用者負担額 (平成26年度)						当年度市民税額に基づく利用者負担額 (平成27年度)					

※利用者負担額は各園が保護者から直接徴収します。園のルールに従い、納期限に遅れないよう納入してください。

※神戸市が決定する利用者負担額のほかに、施設（園）で徴収するものもあります。
 詳しくは各園にご確認ください。

★留意点★ これまでの「私立幼稚園就園奨励助成金」を考慮して、あらかじめ所得に応じて軽減された利用者負担額（保育料）を納入していただくこととなりますので、就園奨励助成金は支給されません。

5 その他

申請された内容に変更が生じた場合（引っ越し、扶養関係の変更など）は、すみやかに園を通じて神戸市までお知らせください。認定の変更が必要な場合があります。（さかのぼって変更を行うことがあります。）

問い合わせ先	所在地	電話
こども家庭局子育て支援部事業課 (利用支援担当)	中央区加納町6丁目5番1号	078(331)8181(代表)

記入例

- ・黒のボールペンで、はっきりと楷書で記入もしくはチェックを入れてください。
- ・記入内容を訂正する場合は、当該訂正箇所にも二重線を入れ訂正印を押印し、空白に正しい内容を記入してください。

※記入日時点の状況を記入してください。

(様式第1号)

幼稚園・認定こども園
(1号認定子ども用)

支給認定申請書(1号認定用)

平成26年10月6日

神戸市長 宛

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども利用負担額算定のため保護者及び扶養義務者の市県民税課税世帯員の承諾印欄に押印してください。
※提出書類の内容に虚偽があった場合は、支給認定及び利用決定等を取消すことがあります。

認印をお願いします。

保護者	フリガナ	コウベ ハルタロウ	性別	神 男・女	生年月日	昭和58年3月15日
	氏名/名前	神戸 春太郎	神戸	男・女		
	自宅電話	078-331-8181	父携帯	090-△△△△-■■■■■	母携帯	090-××××-▽▽▽▽
	現住所	神戸市 中央 区 加納町6丁目5-1				
	前住所あるいは転居予定先	(2年以内に転居された方、今後転居する予定のある方は記入してください)				

父母以外の場合は、続柄(祖父・祖母など)を記入してください。

その現在利用の施設を継続希望する方は、その施設名を記入してください。

フリガナ	コウベ トウマ	性別	男・女	生年月日	平成23年12月16日
認定の対象となる子どもの氏名/名前	神戸 冬馬				
認定を希望する期間	平成27年4月1日 から 小学校就学前まで		健康保険における扶養者		
利用が内定している施設名	ぺんぎん幼稚園			(父)・母・()	

以下の欄には、認定の対象となる子どもの世帯の全員について記入してください。

世帯員氏名/名前	子どもの続柄	性別	生年月日	承諾印	職業(勤め先)・学校等	※備考
コウベ ハルタロウ 神戸 春太郎	父	男・女	昭和58年3月15日	神戸	兵庫しろくま商事	
コウベ ナツコ 神戸 夏子	母	男・女	昭和59年7月24日	神戸	専業主婦	認印をお願いします。
コウベ ユキミ 神戸 雪美	祖母	男・女	昭和29年1月29日	神戸	パート (東灘あじさいスーパー)	
		男・女	年 月 日	×印)		
コウベ アキコ 神戸 あき子	姉	男・女	平成19年10月29日		神戸市立かもめ小学校1年	身体障害者手帳あり 神戸市 第999999号
コウベ トウマ 神戸 冬馬	本人	男・女	平成23年12月16日			きょうだい学校等に 通学している場合は、学年 まで記入してください。
		男・女	年 月 日			

世帯員欄には、単身赴任の場合も記入してください。また世帯分離していても、同住所の方は全員記入してください。

療育手帳・障害年金等の交付(給付)を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児にしてください。

() □申請中(年 月 日申請) 無

続柄	氏名/名前	住所	年齢	就労状況(勤務先)	健康状態	
祖父母の状況	祖父					
	祖母	神戸 雪美	同居	60	パート(東灘あじさいスーパー)	良
	祖父	六甲 一彦	京都府〇〇市.....	63	農業	良
	祖母	六甲 花子	//	62	//	良

未婚・死別等で不在の場合は、記入不要です。

特記事項(神戸市記入欄)